

## 令和4年度 第7回栃木地方最低賃金審議会 資料目録

- No.1 令和5年度 栃木県特定最低賃金の改正決定の申出に係る意向の表明  
(確認) 産業別一覧
  
- No.2 令和4年度 栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況
  
- No.3 令和5年度 最低賃金に関する基礎調査対象産業表
  
- No.4 栃木県における最低賃金の推移

令和5年度 栃木県特定最低賃金の改正決定の  
申出に係る意向の表明(確認) 産業別一覧

令和5年3月10日

申出区分		意向表明の件名	申出者	意向表明年月日
決定の別	形式			
改正決定	労働協約	栃木県塗料製造業最低賃金	JEC連合栃木地方連絡会 議長 吉見 洋平	令和5年2月9日
改正決定	公正競争	栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金	JAM北関東栃木県連絡会 会長 大杉 純一	令和5年2月9日
改正決定	労働協約	栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電 気機械器具、情報通信機械器具製造業最低 賃金	電機連合栃木地方協議会 議長 益子 勝宏	令和5年2月9日
改正決定	労働協約	栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 栃木地方協議会 議長 中島 一実	令和5年2月9日
改正決定	公正競争	栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具製造業、医療用機械器具・ 医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製 造業、医療用計測器製造業、時計・同部分 品製造業最低賃金	JAM北関東栃木県連絡会 会長 大杉 純一	令和5年2月9日
改正決定	労働協約	栃木県各種商品小売業最低賃金	UAゼンセン栃木県支部 支部長 森田 了介	令和5年2月9日



# 令和5年度 最低賃金に関する基礎調査対象産業表

資料No.3

(大計)

(中計)

(明細)

栃木労働局

調査対象産業計（製造業、新聞・出版業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療・福祉、サービス業等）

01 地域別 最低賃金対象産業

02 特定 最低賃金対象産業

大計	中計	明細	業種	最低賃金
01	01 年齢・業務による適用除外労働者	01 年齢・業務による適用除外労働者		
	02 地域別最低賃金適用製造業	02 産業別最低賃金が適用されない製造業	E09・10・E110～115 E12～24 (E1644を除く) E263 (E2635を除く) E276 E32 (E323, E3297を除く)	
			繊維工業	E11 (E110～115を除く)
			産業別最低賃金が適用されない電気機械器具製造業	E295・E297 (E2973を除く) E299
			産業別最低賃金が適用されない輸送用機械器具製造業	E31 (E311を除く)
	03 地域別最低賃金適用情報通信業のうち新聞・出版業	03 情報通信業のうち新聞業および出版業	G413・414	
	04 地域別最低賃金適用卸売業・小売業	04 卸売業, 小売業	I50～55 I57～61	
	05 地域別最低賃金適用学術研究, 専門・技術サービス業	05 学術研究, 専門・技術サービス業	L71～74	
	06 地域別最低賃金適用宿泊業, 飲食サービス業	06 宿泊業, 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業	M75・76 M77	
	07 地域別最低賃金適用生活関連サービス業, 娯楽等	07 洗濯・理容・美容・浴場業 その他の生活関連サービス業, 娯楽業	N78 N79・80	
	08 地域別最低賃金適用医療, 福祉	08 医療, 福祉	P83～85	
	09 地域別最低賃金適用サービス業等	09 その他のサービス業	R88～95	
	10 塗料製造業	10 塗料	E1644	
	11	11 はん用機械器具, 生産用機械器具, 業務用機械器具製造業	ボイラ・原動機	E251
ポンプ・圧縮機器			E252	
一般産業用機械・装置			E253	
農業用機械			E261	
建設機械・鉱山機械			E262	
生活関連産業用機械			E264	
基礎素材産業用機械			E265	
金属加工機械			E266	
半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置			E267	
その他の生産用機械・同部分品			E269	
事務用機械器具			E271	
サービス用・娯楽用機械器具			E272	
縫製機械	E2635			
その他のはん用機械・同部分品	E259			
12	12 電子部品・デバイス・電子回路, 電気機械器具, 情報通信機械器具製造業	発電用・送電用・配電用電気機械器具	E291	
		産業用電気機械器具	E292	
		民生用電気機械器具	E293	
		電球・電気照明器具	E294	
		通信機械器具・同関連機械器具	E301	
		映像・音響機械器具	E302	
		光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ	E2832	
		電子計算機・同附属装置	E303	
		電子応用装置	E296	
		電子デバイス	E281	
		電子部品	E282	
		記録メディア	E283 (E2832を除く)	
電子回路	E284			
ユニット部品	E285			
その他の電子部品・デバイス・電子回路	E289			
13 自動車・同附属品製造業	13 自動車・同附属品	E311		
14	14 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業, 医療用機械器具・医療用品製造業, 光学機械器具・レンズ製造業, 医療用計測器製造業, 時計・同部分品製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具	E273 (E2738を除く)	
		医療用機械器具・医療用品	E274	
		医療用計測器	E2973	
		光学機械器具・レンズ	E275	
時計・同部分品	E323			
15 各種商品小売業	15 百貨店, 総合スーパー その他の各種商品小売業	I561		
		I569		

※ それぞれの産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社 (L7282) も、特定最低賃金の適用となる。

## 栃木県における最低賃金の推移

最低賃金の種類			22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
栃木県最低賃金	時間額 (円)		697	700	705	718	733	751	775	800	826	853	854	882	913
	改正率 (%)		1.75	0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51
	発効日		22.10.7	23.10.1	24.10.1	25.10.19	26.10.1	27.10.1	28.10.1	29.10.1	30.10.1	元.10.1	2.10.1	3.10.1	4.10.1
塗料製造業	時間額 (円)		846	850	856	865	875	888	904	923	943	963	965	992	1,023
	改正率 (%)		0.95	0.47	0.71	1.05	1.16	1.49	1.80	2.10	2.17	2.12	0.21	2.80	3.13
	発効日		22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額 (円)		789	793	799	809	821	835	851	869	889	910	913	939	970
	改正率 (%)		1.02	0.51	0.76	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.36	0.33	2.85	3.30
	発効日		22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 (円)		789	793	799	809	822	836	851	869	889	910	913	940	971
	改正率 (%)		0.90	0.51	0.76	1.25	1.61	1.70	1.79	2.12	2.30	2.36	0.33	2.96	3.30
	発効日		22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31
自動車・同附属品製造業	時間額 (円)		793	797	802	812	825	840	856	875	896	917	920	947	978
	改正率 (%)		1.02	0.50	0.63	1.25	1.60	1.82	1.90	2.22	2.40	2.34	0.33	2.93	3.27
	発効日		22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	時間額 (円)		789	793	799	809	821	835	851	869	889	909	912	940	971
	改正率 (%)		1.02	0.51	0.76	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.25	0.33	3.07	3.30
	発効日		22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31
各種商品小売業	時間額 (円)		755	758	763	773	786	800	817	837	850	871	874	(882)	(913)
	改正率 (%)		0.67	0.40	0.66	1.31	1.68	1.78	2.13	2.45	1.55	2.47	0.34	—	—
	発効日		22.12.31	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	—	—

栃木県特定最低賃金